

(案)

神奈川県飲用井戸衛生管理要綱の実施について（平成19年10月23日生衛第472号保健福祉部長通知） 新旧対照表

新	旧																																																																							
<p>別紙2</p> <p>定期の水質検査について</p> <p>1 井戸水の定期の水質検査については、次のような目安で実施するよう助言すること。      A：基本的な項目として、毎年1回以上定期的な水質検査が必要な項目（11項目）      B：県内の井戸水において基準に適合しない例があり、かつ健康への影響がある項目なので、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目（9項目）      C：過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目（21項目）      D：消毒副生成物（塩素消毒によってできる物質）であるので、塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目（11項目） 塩素消毒をしていない井戸では省略できる。</p> <p>2 初めて飲用する場合は、A～Dすべての検査を実施するよう助言すること。</p> <p>3 井戸水の水質は常に変化していることから、B、C及びDの検査を3年に1回以上は実施するよう助言すること。</p> <p style="text-align: center;">※ A～Dは裏面に記載</p> <p>&lt;参考&gt; 井戸水で問題となる主な項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>水質基準</th> <th>項目の説明（健康への影響など）</th> <th>家庭での対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般細菌</td> <td>100個/mL以下</td> <td>基準値を超えた場合、病原生物の混入が疑われる。</td> <td>煮沸</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> <td>検出された場合、O157、クリプトスボリジウムなど病原生物の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性がある。</td> <td>煮沸</td> </tr> <tr> <td>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</td> <td>10mg/L以下</td> <td>乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれている。</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td>大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>ヒ素</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td>大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれている。</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td>大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。</td> <td>煮沸</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/L以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙2</p> <p>定期の水質検査について</p> <p>1 井戸水の定期の水質検査については、次のような目安で実施するよう助言すること。      A：基本的な項目として、毎年1回以上定期的な水質検査が必要な項目（11項目）      B：県内の井戸水において基準に適合しない例があり、かつ健康への影響がある項目なので、周辺地域の状況を考慮して、できるだけ水質検査を行うことが望ましい項目（8項目）      C：過去にこれらの項目について検査を行っていない井戸では、水質検査を行うことが望ましい項目（21項目）      D：消毒副生成物（塩素消毒によってできる物質）であるので、塩素消毒後の水で水質検査を行うことが望ましい項目（11項目） 塩素消毒をしていない井戸では省略できる。</p> <p>2 初めて飲用する場合は、A～Dすべての検査を実施するよう助言すること。</p> <p>3 井戸水の水質は常に変化していることから、B、C及びDの検査を3年に1回以上は実施するよう助言すること。</p> <p style="text-align: center;">※ A～Dは裏面に記載</p> <p>&lt;参考&gt; 井戸水で問題となる主な項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>水質基準</th> <th>項目の説明（健康への影響など）</th> <th>家庭での対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般細菌</td> <td>100個/mL以下</td> <td>基準値を超えた場合、病原生物の混入が疑われる。</td> <td>煮沸</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td>検出されないこと</td> <td>検出された場合、O157、クリプトスボリジウムなど病原生物の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性がある。</td> <td>煮沸</td> </tr> <tr> <td>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</td> <td>10mg/L以下</td> <td>乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれている。</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td>大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>ヒ素</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td>大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれている。</td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td>大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。</td> <td>煮沸</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>0.04mg/L以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	水質基準	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応	一般細菌	100個/mL以下	基準値を超えた場合、病原生物の混入が疑われる。	煮沸	大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157、クリプトスボリジウムなど病原生物の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性がある。	煮沸	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれている。	困難	鉛	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	困難	ヒ素	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれている。	困難	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	煮沸	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			項目	水質基準	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応	一般細菌	100個/mL以下	基準値を超えた場合、病原生物の混入が疑われる。	煮沸	大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157、クリプトスボリジウムなど病原生物の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性がある。	煮沸	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれている。	困難	鉛	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	困難	ヒ素	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれている。	困難	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	煮沸	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
項目	水質基準	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応																																																																					
一般細菌	100個/mL以下	基準値を超えた場合、病原生物の混入が疑われる。	煮沸																																																																					
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157、クリプトスボリジウムなど病原生物の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性がある。	煮沸																																																																					
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれている。	困難																																																																					
鉛	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	困難																																																																					
ヒ素	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれている。	困難																																																																					
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下																																																																							
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	煮沸																																																																					
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下																																																																							
項目	水質基準	項目の説明（健康への影響など）	家庭での対応																																																																					
一般細菌	100個/mL以下	基準値を超えた場合、病原生物の混入が疑われる。	煮沸																																																																					
大腸菌	検出されないこと	検出された場合、O157、クリプトスボリジウムなど病原生物の汚染が疑われ、下痢症等の発生の可能性がある。	煮沸																																																																					
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	乳児におけるチアノーゼ（メトヘモグロビン血症）の原因となるほか、体内で発ガン物質が生成されるといわれている。	困難																																																																					
鉛	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、下痢、貧血、神経障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	困難																																																																					
ヒ素	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、嘔吐、下痢、粘膜・皮膚・筋肉の障害がおこるといわれている。	困難																																																																					
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下																																																																							
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	大量に摂取すると、頭痛、視覚障害、神経障害、肝臓・腎臓障害などの症状がおこるほか、発ガン性の可能性が指摘されている。	煮沸																																																																					
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下																																																																							

新				旧			
水道水質基準（52項目）一覧表				水道水質基準（51項目）一覧表			
項目	水質基準	項目の説明	井戸水検査の目安	項目	水質基準	項目の説明	井戸水検査の目安
一般細菌	100個/mL以下	健康 非金属 性状 一般性状	A 11項目	一般細菌	100個/mL以下	健康 非金属 性状 一般性状	A 11項目
大腸菌	検出されないこと			大腸菌	検出されないこと		
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		
塩化物イオン	200mg/L以下			塩化物イオン	200mg/L以下		
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下			有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下		
pH値	5.8以上8.6以下			pH値	5.8以上8.6以下		
味	異常でないこと			味	異常でないこと		
臭気				臭気			
色度	5度以下			色度	5度以下		
濁度	2度以下			濁度	2度以下		
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康 揮発性 有機化合物	B 9項目	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	健康 揮発性 有機化合物	B 8項目
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下			四塩化炭素	0.002mg/L以下		
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		
ジクロロメタン	0.02mg/L以下			ジクロロメタン	0.02mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		
ベンゼン	0.01mg/L以下			ベンゼン	0.01mg/L以下		
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFO-S）及びペルフルオロオクタン酸（PFO-A）	0.00005mg/L以下			カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	健康 非金属 有機化合物	C 21項目
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下			水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			六価クロム化合物	0.02mg/L以下		
六価クロム化合物	0.02mg/L以下			ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		
シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下			フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下		
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下			亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	健康 性状 一般性状	C 21項目	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下			銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
銅及びその化合物	1.0mg/L以下			ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下			カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下		
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下			蒸発残留物	500mg/L以下		
蒸発残留物	500mg/L以下			陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下			フェノール類	0.005mg/L以下		
フェノール類	0.005mg/L以下			ジェオスミン	0.00001mg/L以下		
ジェオスミン	0.00001mg/L以下	健康 性状 界面活性剤 有機化合物 臭気物質	D 11項目	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下			塩素酸	0.6mg/L以下		
塩素酸	0.6mg/L以下			クロロ酢酸	0.02mg/L以下		
クロロ酢酸	0.02mg/L以下			クロロホルム	0.06mg/L以下		
クロロホルム	0.06mg/L以下			ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			臭素酸	0.01mg/L以下		
臭素酸	0.01mg/L以下			総トリハロメタン	0.1mg/L以下		
総トリハロメタン	0.1mg/L以下			トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			ブロモホルム	0.09mg/L以下		
ブロモホルム	0.09mg/L以下			ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下						